

地域密着型通所介護（総合事業）
重要事項説明書
＜令和7年1月1日現在＞

利用及びその家族に対するサービスの提供にあたり、松戸市条例の規定に基づき、当事業所が利用者及びその家族へ説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1、事業者（法人）の概要

名称・法人種別	有限会社あやめ
所在地	千葉県松戸市高塚新田115番地の77
代表者役職・氏名	代表取締役 西塚 あやめ
電話番号	047-392-3377

2、事業所の概要

事業所名	あやめデイサービスセンター
所在地	千葉県松戸市高塚新田115番地の77
サービスの種類	地域密着型通所介護（総合事業）
電話番号	047-392-3377
指定事業所番号	千葉県 1271201491 号
サービス提供地域	松戸市

3、事業の目的

有限会社あやめが設置する「あやめデイサービスセンター」（以下「事業者」という。）において実施する指定地域密着型通所介護（以下「通所介護」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、通所介護デイサービスの円滑な運営管理を図るとともに、利用者及びその家族の意思及び人格を尊重し、要介護者・要支援者及びその家族の立場に立った適切な通所介護サービスの提供を確保することを目的とする。

4、運営の方針

我が家のような安らぎとくつろげる空間で、明るく優しい職員による思いやりと敬意ある介護を目指しています。

事業所の従事者は、要介護者等の心身の特性を踏まえ、入浴・食事・その他各種のサービスを提供することによって、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、心身機能の維持向上及び社会的孤立感の解消を図るとともに、その家族の身体的・精神的な負担の軽減を図ることに努める。

また、事業の実施に当たっては、関係各市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの緊密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

5、営業日及び営業時間

営 業 日	月曜日～日曜日（12月29日～1月4日を除く）
営業時間	午前8時30分～午後5時00分

6、サービス提供日、提供時間帯

月曜日～日曜日	午前9時00分 ～ 午後4時30分
---------	-------------------

7、事業所の職員体制

	保有資格	人数
管理者	社会福祉主事 介護福祉士	1名
生活相談員	社会福祉主事 介護福祉士	1名以上
看護職員	看 護 師	1名以上
機能訓練指導員	介護福祉士	1名以上
介護職員	そ の 他 （ヘルパー2級等）	1名以上

8、利用可能設備当

定員	15名	静養室	あり 1室2床兼用
食堂兼作業訓練室	46.22㎡	相談室	あり（兼用）
浴室	一般浴槽	送迎車	2台

9、サービスの内容

- （1）地域密着型通所介護計画の作成
- （2）基本事業
 - ア）送迎
 - イ）健康状態の確認、維持、改善
 - ウ）食事の提供
 - エ）入浴介助
 - オ）機能回復訓練
 - カ）レクリエーション
 - キ）その他利用者に対する便宜の提供
- （3）生活相談等
- （4）時間外延長サービス
- （5）理容サービス等

10、サービスにあたっての留意事項

- ①体 調 確 認：利用者の体調・健康状態に異常がある場合は、その旨をご連絡下さい。
- ②体調不良によるサービスの中止：当日午前8時までにご連絡ください。
- ※ ただし、当日午前8時以降にサービスの中止する状況となった場合でも、その時点でご連絡をしてください。
- ③設備・器具の利用：当事業所の設備、器具の使用にあたっては、職員の指示を守ること
でご利用いただけます。
- ※ ただし、利用者が故意に破損させた場合、実費請求させていただきます。
- ④そ の 他：何か申し送り事項がありましたら、お申し出ください。

12、料金

(1) 利用料金

- ・介護保険法に基づく、指定事業をご利用の場合は原則として別記サービス基本料の1～3割です。
- 但し、自費利用の場合または単位数を超えた部分に関しては10割をご請求させていただきます。

(2) 実費について

- ・昼食代：700円（1食）※1ヶ月毎の請求となります。
- ・娯楽費：行事での外出の際にかかる費用（入場料、交通費[公共交通機関代等]、駐車料金、有料道路料金、その他お茶代等）は、事前に説明と同意のもと、ご利用当日までに実費で請求させていただきます。
- ・オムツ代：尿取りパット 月ごとに実費分
紙オムツ・紙パンツ 月ごとに実費分
- ・時間外延長サービス：午後4時30分～午後9時30分 1時間あたり 1,500円
※夕食希望者は、当日の朝までに予約をお願いいたします。夕食代 500円
- ・宿泊サービス：午後4時30分～午前9時 1泊あたり3,000円
夕食・朝食代 600円
- ・複写物：1枚10円（税込）

(3) 料金のお支払い方法

お支払い方法は、原則として当月ご利用分を、翌月の10日頃までにご請求書を発行後、以降の利用の際に現金にてお支払い頂きます。

領収書は、利用者またはご家族等から料金のお支払いを受けた後、領収書を発行いたします。

(4) 健康上の理由による中止

- ① 利用者の疾病で、利用者の主治医が、指定事業のサービス提供中に他の利用者に感染する疾病と診断した場合、サービスの利用は出来ません。
- ② 送迎中及び事業所到着後の利用者の体調が悪い場合、サービス内容の変更または、中止をさせていただくことがあります。
- ③ 健康上やむを得ない場合、入浴を中止または清拭となります。
全身清拭の場合入浴加算させていただきます。

(5) キャンセル規定

利用者またはご家族等の都合でサービスを中止する場合

- ・ご利用日の当日午前8時00分までにご連絡いただいた場合 無料
- ・ご利用日の当日午前8時00分までにご連絡いただけない場合 1日あたりの利用料の50%

※サービスを中止した場合、同月内であれば、ご希望の日に振り替えることができます。

ただし、定員数分の予約が入っている日には振り替えできませんので、ご了承ください。また、ご利用日を振り替える場合は、必ず担当の介護支援専門員にご相談ください。

サービスご利用の変更・キャンセルをされる場合は、可能な限りお早めにご連絡ください。

【 連絡先 電話 047-392-3377 】

14、サービスの終了

- ① 利用者及びその家族のご都合でサービスを終了する場合
サービスの終了を希望する1週間前までに、書面等にてご連絡下さい。
- ② 事業所の都合でサービスを終了する場合
利用者及びその家族が他の利用者及びその家族に対して当事業所との契約を継続し難いほどの背信行為（他の利用者に対する著しい迷惑行為等）を行った場合
- ③ 自動終了
以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了致します。
 - ・利用者が指定施設に入所した場合。
 - ・利用者が医療機関に入院し、契約期間内に退院が見込めない場合。
 - ・利用者が死亡された場合。
- ④ その他
 - ・当社が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やその家族等に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、又は当社が破産した場合、利用者及びその家族は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することが出来ます。
 - ・利用者及びその家族が、サービス利用料金の支払いを1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず2週間以内に支払わない場合、又は利用者やその家族等が当社のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合文書で通知することにより、即座にサービスを終了することが出来ます。

15、緊急時の対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及びご家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じるとともに、利用者及びその家族が予め指定する連絡先にも連絡します。

16、事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、都道府県・市町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかに行います。

17、当事業所が提供するサービスについての相談・苦情受付窓口

電話番号 ： 047-392-3377

担 当 ： 有働 憲総

当社以外に、下記市町村の相談窓口で苦情を伝えることができます。

市町村名：松 戸 市 担当 介護保険課 電話番号 047-366-7348

18、虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、下記に掲げるとおり必要な措置を講じます。

（1）虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果につ

- いて従業者に周知徹底を図っています。
- (2) 虐待防止のための指針を整備しています。
 - (3) 従業者に対する虐待の防止するための研修を実施しています。
 - (4) 上記に掲げる措置を適切に実施するための責任者を設置しています。

虐待防止に関する責任者　：　有働　憲総

- (5) 成年後見制度の利用を支援します。
- (6) 苦情解決体制を整備しています。
- (7) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

19、身体拘束について

利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行いません。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 身体拘束のための対策を検討する委員会を定期的を開催します。
- (2) その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録し利用者又はその保護者から同意を得ます。

20、衛生管理について

従業員等によるの清潔の保持及び健康状態の管理を行い衛生的な管理に努めます。また、事業所内において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を開催し、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- (3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修を定期的を実施します。

21、災害時等によるサービスの変更・中止について

天候不順（降雪・台風等）または災害、感染症等によりサービスの実施、継続が困難な場合はサービスを中止、または変更させていただくことがあります。その場合は、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう関係機関とも連携を図るなどの措置を講じます。